

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年7月21日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び南相馬市による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、南相馬市に通知いたしました。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じまぼら} 檜原の一部	1地点（1世帯）
南相馬市原町区 ^{おおがい} 大谷の一部	13地点（14世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	21地点（21世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	22地点（23世帯）
合計	57地点（59世帯）

以上